

入 札 説 明 書

調達件名

- ① 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外52校）
- ② 新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外53校）
- ③ 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外54校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 (kWh/年)
①新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜小学校 外 52校)	53	5,977	7,556,300
②新潟市立学校で使用する電力の供給 (新津第一小学校 外 53校)	54	4,839	6,332,400
③新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜中学校 外 54校)	55	4,962	7,619,700

(2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

(3) 履行場所

- ①新潟市立松浜小学校 外 52校
- ②新潟市立新津第一小学校 外 53校
- ③新潟市立松浜中学校 外 54校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

(4) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 平成30年10月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有すること（契約履行中のものを含む）、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

3 スケジュール

項目	日程
公告	令和2年 12月 11日（金）
入札参加資格審査申請書受付 （入札参加資格のない者のみ必要）	令和2年 12月 11日（金）から 12月 25日（金）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和2年 12月 11日（金）から 令和3年 1月 13日（水）まで
質疑書受付	令和2年 12月 11日（金）から 12月 22日（火）まで
質疑書への回答	令和3年 1月 8日（金）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和3年 1月 19日（火）まで
入札書郵送受付	令和3年 1月 20日（水）から 1月 27日（水）まで
入札・開札	令和3年 1月 28日（木）
電力供給開始	令和3年 4月 1日（木）

4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8554
 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階
 新潟市教育委員会学務課
 電話 025-226-3173
 F A X 025-226-0042
 電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、総価で入札に付する。
 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本

料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和3年1月13日（水）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、平成30年10月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、添付書類は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和3年1月19日（火）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和2年12月11日（金）から令和2年12月22日（火）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和3年1月8日（金）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

8 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
 - ア 日時 令和3年1月28日（木）
 - 件名① 午後3時30分
 - 件名② 午後3時45分

件名③ 午後4時00分

イ 場所 新潟市役所 本館2階 入札室（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）

(2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア 受領期間 令和3年1月20日（水）から令和3年1月27日（水）まで

イ 受領期限 令和3年1月27日（水）午後5時 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

(3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。

(10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額

(11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効と

された場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 契約の停止等

本調達の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

12 契約保証金

契約保証金は、新潟市契約規則第33条により、契約単価に予定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。

ただし、同契約規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書(案)」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
 - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
 - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

14 契約条項

別添「契約書(案)」による。

15 契約の条件

この契約は、令和3年度新潟市一般会計予算が新潟市議会において可決されることを条件とする。

16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達(WTO)契約に係る物品入札参加資格審査

申請書を、令和2年12月25日（金）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/03sikaku/wto-nyuusatu-sikaku.html

新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数の抑制計画の公表状況
- (5) 需要家への情報提供

(資格の要件)

第5条 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす）しており、かつ、前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上の小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。

2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、

必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

(1)電力供給契約書

(2)電力供給契約条項

(3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上 0.625 未満	30
	0.625 以上 0.650 未満	25
(2) 平成 30 年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
(4) 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数の抑制計 画の公表状況	計画を公表している	10
	計画を公表していない	0
(5) 需要家への情報提供	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
合計		115

注 1 平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位 : kg-CO₂/kWh)

「平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 30 年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

注 2 平成 30 年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 30 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 30 年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値

(算定方式)

平成 30 年度の未利用エネルギーの活用状況(%)

$$= \frac{\text{平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 30 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

3. 平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4. 平成 30 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 3 平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの

(算定方式)

$$\text{平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (％)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

① 平成 30 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）

② 平成 30 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）

③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)（ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑥ 平成 30 年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
2. 平成 30 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 平成 30 年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 4 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数の抑制計画の公表状況

小売電気事業者の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数の抑制計画および、その公表により、当該小売電気事業者の低炭素化への取り組み状況について評価する。

注 5 需要家への情報提供

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(様式1)

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

令和2年12月11日付け新潟市契約公告第84号で入札公告がありました特定調達契約に係る下記の入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札参加申請者に必要とされる資格等を確認するための書類を添えて申請いたします。

なお、入札公告に定める資格を有する者であること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

項目	摘要
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 登録済 業者コード： _____ <input type="checkbox"/> 申請中
件名	
添付書類	(1) 電力調達契約評価項目等報告書(様式2) (2) 安定供給確約書(様式3) (3) 電力供給実績一覧表(様式4) (4) 会社概要
連絡先	部署名
	担当者
	電話
	F A X
	E-mail

注1 本申請書は入札に参加する案件ごとに提出すること。ただし、複数案件分提出する場合、添付書類は1部でよいものとする。

注2 会社概要は、設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力(kw)、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により作成すること。

注3 平成30年10月1日以降に、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある電気事業者については、添付書類(3)電力供給実績一覧表の提出は不要とする。

注4 「競争入札参加資格者名簿への登録」が「申請中」の場合は、「政府調達(WTO)に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを添付すること。

(様式 3 - 1)

安定供給確約書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

私は新潟市契約公告第 8 4 号（令和 2 年 1 2 月 1 1 日付け）で調達する電力の入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、新潟市内を接続供給区域とする一般電気事業者（東北電力株式会社）及び貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

(様式 3 - 2)

安定供給確約書 (東北電力株式会社用)

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

私は新潟市契約公告第 8 4 号 (令和 2 年 1 2 月 1 1 日付け) で調達する電力の入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

(様式4)

電力供給実績一覧表

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

印

新潟市契約公告第84号(令和2年12月11日付け)で調達する電力の入札において、一般競争入札参加申請書に添付する書類として、下記の実績があることを申告します。

記

契約相手先	契約電力(kW)	契約件名	契約期間

注1 平成30年10月1日以降の実績を記載すること。(契約履行中のものも含む)

注2 契約電力が3,000kW以上の実績を2つ以上記載すること。

注3 自治体の運営する学校等の実績を優先して記載すること。

注4 記載した実績がわかる書類(契約書の写しなど)を添付すること。

(様式5)

質 疑 書

令和 年 月 日

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

(電子メール)

- 1 契約公告番号 第84号
- 2 調達案件名 新潟市立学校で使用する電力の供給

質 疑 事 項

- 注1 回答は、回答日時点において一般競争入札参加申請した全ての者に、電子メール又はファックスにて回答します。
- 注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名: ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

会社名:

・契約単価
(税込)

基本料金単価(円)		
夏季電力量料金単価(円)		7月～9月の各月
その他季電力量料金単価(円)		夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)	
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F	H=D+G
令和3年 4月		5,977	100%	0.00		542,900	0.00	0
令和3年 5月		5,977	100%	0.00		518,300	0.00	0
令和3年 6月		5,977	100%	0.00		634,100	0.00	0
令和3年 7月		5,977	100%	0.00		744,300	0.00	0
令和3年 8月		5,977	100%	0.00		567,400	0.00	0
令和3年 9月		5,977	100%	0.00		821,500	0.00	0
令和3年 10月		5,977	100%	0.00		603,900	0.00	0
令和3年 11月		5,977	100%	0.00		646,700	0.00	0
令和3年 12月		5,977	100%	0.00		662,600	0.00	0
令和4年 1月		5,977	100%	0.00		685,700	0.00	0
令和4年 2月		5,977	100%	0.00		707,300	0.00	0
令和4年 3月		5,977	100%	0.00		421,600	0.00	0
合計	-	-	-	-	-	7,556,300	年額合計	0
							入札金額 (年額合計×100/110)	0

- ※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。
- ※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。
- ※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。
- ※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名: ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外53校)

会社名:

・契約単価 (税込)	基本料金単価(円)	
	夏季電力量料金単価(円)	7月～9月の各月
	その他季電力量料金単価(円)	夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)	
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)		
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F		H=D+G
令和3年 4月		4,839	100%	0.00		460,500	0.00	0	
令和3年 5月		4,839	100%	0.00		431,800	0.00	0	
令和3年 6月		4,839	100%	0.00		510,200	0.00	0	
令和3年 7月		4,839	100%	0.00		613,100	0.00	0	
令和3年 8月		4,839	100%	0.00		507,100	0.00	0	
令和3年 9月		4,839	100%	0.00		673,500	0.00	0	
令和3年 10月		4,839	100%	0.00		507,300	0.00	0	
令和3年 11月		4,839	100%	0.00		535,800	0.00	0	
令和3年 12月		4,839	100%	0.00		554,700	0.00	0	
令和4年 1月		4,839	100%	0.00		584,500	0.00	0	
令和4年 2月		4,839	100%	0.00		592,400	0.00	0	
令和4年 3月		4,839	100%	0.00		361,500	0.00	0	
合計	-	-	-	-	-	6,332,400	年額合計	0	
								入札金額 (年額合計×100/110)	0

※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。

※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。

※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。

※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名: ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外54校)

会社名:

・契約単価
(税込)

基本料金単価(円)		
夏季電力量料金単価(円)		7月～9月の各月
その他季電力量料金単価(円)		夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)	
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F	H=D+G
令和3年 4月		4,962	100%	0.00		598,000	0.00	0
令和3年 5月		4,962	100%	0.00		556,800	0.00	0
令和3年 6月		4,962	100%	0.00		603,800	0.00	0
令和3年 7月		4,962	100%	0.00		738,200	0.00	0
令和3年 8月		4,962	100%	0.00		648,800	0.00	0
令和3年 9月		4,962	100%	0.00		757,200	0.00	0
令和3年 10月		4,962	100%	0.00		625,000	0.00	0
令和3年 11月		4,962	100%	0.00		644,300	0.00	0
令和3年 12月		4,962	100%	0.00		684,700	0.00	0
令和4年 1月		4,962	100%	0.00		713,100	0.00	0
令和4年 2月		4,962	100%	0.00		685,800	0.00	0
令和4年 3月		4,962	100%	0.00		364,000	0.00	0
合計	-	-	-	-	-	7,619,700	年額合計	0
							入札金額 (年額合計×100/110)	0

- ※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。
- ※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。
- ※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※4 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。
- ※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式7)

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 印

受任者 氏名 印

記

件名

※委任状は、委任する件名ごとに作成してください。

(様式8)

入札辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件について応募しましたが、辞退いたします。

なお、本案件の入札に以降参加できないこと、提出書類の返却は行わないことについて、異議申立てを行わないことを誓約いたします。

記

1. 件名

2. 契約公告番号 第84号

3. 辞退理由

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 ①新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 52 校）
②新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 53 校）
③新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 54 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 現行供給者 別紙（参考）R2 現行供給者一覧のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
 - エ 標準周波数 50 ヘルツ
 - オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）
 - イ 予定使用電力量（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月） 別紙 3 のとおり
 - ウ 最大需要電力実績（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月） 別紙 2 のとおり
 - エ 使用電力量実績（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月） 別紙 2 のとおり
- (3) 契約期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 電力量等の検針
 - ア 自動検針装置 自動検針装置の有無については調査の上、設置が必要な場合は供給者の負担において設置する。
 - イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握
- (5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）
- (6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ

3 料金の算定等

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件と同様とする。また、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する条件と同様とする。
なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。請求書は紙で送付すること。
 - ア 件名①は、「松浜小学校 外 50 校分」、「東特別支援学校 外 1 校分」と校種別に集約して教育委員会学務課に行うこと。
 - イ 件名②は、小学校分は「新津第一小学校 外 50 校分」と集約して教育委員会学務課に行い、高等学校及び中等教育学校分は、直接各学校事務局へ行うこと。
 - ウ 件名③は、「松浜中学校 外 54 校分」と集約して教育委員会学務課に行うこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。
なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」第 4 条(5)「需要家への情報提供」で、「取り組んでいる」と報告できること。各学校が自校の使用電力量の推移等を、Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

【別紙1】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜小学校	新潟市北区松浜3丁目19番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜小学校	新潟市北区島見町2078番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	太夫浜小学校	新潟市北区太夫浜2045番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	濁川小学校	新潟市北区濁川284番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	葛塚小学校	新潟市北区川西3丁目9番24号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	葛塚東小学校	新潟市北区朝日町4丁目1番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	木崎小学校	新潟市北区木崎2973番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	早通南小学校	新潟市北区須戸1丁目1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	岡方第一小学校	新潟市北区長戸呂985番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	岡方第二小学校	新潟市北区森下1223番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	豊栄南小学校	新潟市北区長場2621番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	山の下小学校	新潟市東区山の町8番55号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	大形小学校	新潟市東区大形本町2丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	中野山小学校	新潟市東区中野山1丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	木戸小学校	新潟市東区中山4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	東山の下小学校	新潟市東区藤見町1丁目23番57号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	桃山小学校	新潟市東区桃山町2丁目204番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	下山小学校	新潟市東区太平2丁目18番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	牡丹山小学校	新潟市東区牡丹山6丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	東中野山小学校	新潟市東区猿ヶ馬場9番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	竹尾小学校	新潟市東区竹尾2丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	南中野山小学校	新潟市東区中野山863番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	江南小学校	新潟市東区江南5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	浜浦小学校	新潟市中央区浜浦町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	関屋小学校	新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	鏡淵小学校	新潟市中央区白山浦1丁目207番地の3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	白山小学校	新潟市中央区川端町1丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	新潟小学校	新潟市中央区東大畑通1番町679番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	日和山小学校	新潟市中央区栄町3丁目5930番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	万代長嶺小学校	新潟市中央区東万代町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	沼垂小学校	新潟市中央区鏡が岡5番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	山潟小学校	新潟市中央区弁天橋通3丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	上所小学校	新潟市中央区近江3丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	鳥屋野小学校	新潟市中央区美咲町2丁目4番7号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	笹口小学校	新潟市中央区笹口2番47号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	女池小学校	新潟市中央区女池6丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	有明台小学校	新潟市中央区有明台4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	南万代小学校	新潟市中央区幸西4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	上山小学校	新潟市中央区女池上山1丁目1番28号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	桜が丘小学校	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	紫竹山小学校	新潟市中央区紫竹山1丁目12番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	丸山小学校	新潟市江南区丸山300番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	大淵小学校	新潟市江南区大淵1760番地の1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	曾野木小学校	新潟市江南区天野2丁目7番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	両川小学校	新潟市江南区酒屋町687番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	東曾野木小学校	新潟市江南区鐘木214番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	横越小学校	新潟市江南区横越中央6丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	亀田小学校	新潟市江南区亀田新明町1丁目1番46号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	早通小学校	新潟市江南区早通5丁目7番2号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	亀田東小学校	新潟市江南区亀田水道町3丁目2番45号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	亀田西小学校	新潟市江南区亀田四ツ興野4丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	東特別支援学校	新潟市東区海老ヶ瀬31番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	西特別支援学校	新潟市西蒲区堀山新田88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外53校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	新津第一小学校	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	新津第二小学校	新潟市秋葉区新町2丁目3番3号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	新津第三小学校	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	荻川小学校	新潟市秋葉区車場922番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	小合東小学校	新潟市秋葉区小戸上組234番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	金津小学校	新潟市秋葉区古津88番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	阿賀小学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目1325番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	新関小学校	新潟市秋葉区下新766番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	小須戸小学校	新潟市秋葉区横川浜541番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	矢代田小学校	新潟市秋葉区矢代田5596番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	新飯田小学校	新潟市南区新飯田1791番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	茨曾根小学校	新潟市南区茨曾根1432番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	庄瀬小学校	新潟市南区菱潟新田193番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	小林小学校	新潟市南区浦梨215番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	臼井小学校	新潟市南区臼井4483番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	大鷲小学校	新潟市南区東笠巻1202番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	根岸小学校	新潟市南区山崎興野2288番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	大通小学校	新潟市南区大通南5丁目5426番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	味方小学校	新潟市南区吉江370番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	月潟小学校	新潟市南区月潟1410番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	小針小学校	新潟市西区小針2丁目36番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	新通小学校	新潟市西区坂井東6丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	内野小学校	新潟市西区内野山手2丁目18番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	木山小学校	新潟市西区谷内1886番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	赤塚小学校	新潟市西区赤塚4478番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	小瀬小学校	新潟市西区小瀬637番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	笠木小学校	新潟市西区笠木1695番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	青山小学校	新潟市西区西有明町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外53校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	真砂小学校	新潟市西区真砂3丁目24番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	五十嵐小学校	新潟市西区寺尾西4丁目23番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	坂井輪小学校	新潟市西区坂井東1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	坂井東小学校	新潟市西区坂井東5丁目17番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	西内野小学校	新潟市西区内野上新町308番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	東青山小学校	新潟市西区青山261番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	大野小学校	新潟市西区大野町3140番地乙	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	黒崎南小学校	新潟市西区木場911番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	山田小学校	新潟市西区山田2781番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	立仏小学校	新潟市西区立仏950番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	新通つばさ小学校	新潟市西区大野137番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	岩室小学校	新潟市西蒲区西長島510番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	和納小学校	新潟市西蒲区和納1212番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	曾根小学校	新潟市西蒲区曾根750番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	鏡郷小学校	新潟市西蒲区天竺堂412番地4	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	升潟小学校	新潟市西蒲区升潟2179番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	中之口東小学校	新潟市西蒲区小吉1100番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	中之口西小学校	新潟市西蒲区打越甲244番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	越前小学校	新潟市西蒲区越前浜4670番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	松野尾小学校	新潟市西蒲区松野尾690番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	巻南小学校	新潟市西蒲区堀山新田1301番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	漆山小学校	新潟市西蒲区馬堀4515番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	巻北小学校	新潟市西蒲区竹野町163番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	明鏡高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
54	高志中等教育学校	新潟市中央区高志1丁目15番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外54校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	早通中学校	新潟市北区早通396番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	東新潟中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	大形中学校	新潟市東区海老ヶ瀬122番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	木戸中学校	新潟市東区上木戸5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	東石山中学校	新潟市東区若葉町2丁目16番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	山潟中学校	新潟市中央区山二ツ1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	曾野木中学校	新潟市江南区曾川甲387番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外54校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	亀田中学校	新潟市江南区城山1丁目3番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	小合中学校	新潟市秋葉区小戸下組77番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	白南中学校	新潟市南区茨曾根7619番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	白根第一中学校	新潟市南区白根407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	白根北中学校	新潟市南区鷺ノ木新田4814番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	月潟中学校	新潟市南区月潟740番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	黒崎中学校	新潟市西区大野町2540番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	西川中学校	新潟市西蒲区曾根1828番地3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
54	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
55	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙2】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校) 使用電力量および最大需要電力の実績値(平成31年4月～令和2年3月)

番号	施設名	平成31年度実績	平成31年	令和元年	令和2年	令和2年	令和2年	合計 最大								
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
43	大淵小学校	使用電力量(kWh)	8,088	8,275	10,692	12,820	8,150	9,589	9,764	9,752	9,834	10,565	10,350	6,317	114,196	
		最大需要電力(kW)	43	37	46	52	37	38	44	50	50	55	53	33	55	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
44	曾野木小学校	使用電力量(kWh)	6,332	5,882	6,827	6,809	4,237	5,020	5,988	7,370	8,935	7,545	10,422	7,116	82,483	
		最大需要電力(kW)	35	36	34	33	34	31	28	33	56	61	84	62	84	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
45	両川小学校	使用電力量(kWh)	6,977	6,617	9,317	11,046	6,462	6,911	7,608	7,922	8,228	8,745	8,822	6,098	94,753	
		最大需要電力(kW)	42	37	40	36	25	38	43	45	45	46	47	38	47	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
46	東曾野木小学校	使用電力量(kWh)	9,172	8,769	9,480	12,575	6,753	9,387	10,363	10,281	11,537	11,248	12,033	6,900	118,498	
		最大需要電力(kW)	44	39	52	45	42	47	45	65	71	55	56	30	71	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
47	横越小学校	使用電力量(kWh)	14,759	10,987	16,937	21,930	12,223	11,467	12,234	13,615	18,894	15,700	19,120	13,361	181,227	
		最大需要電力(kW)	92	66	77	103	106	89	69	71	95	97	97	93	106	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
48	亀田小学校	使用電力量(kWh)	7,415	7,331	9,587	10,640	5,033	7,507	8,384	8,455	8,820	9,193	10,164	6,451	98,980	
		最大需要電力(kW)	36	30	36	39	20	35	35	36	39	42	42	29	42	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
49	早通小学校	使用電力量(kWh)	6,810	6,760	6,942	7,371	4,777	7,414	7,412	8,181	8,129	8,587	8,524	5,105	86,012	
		最大需要電力(kW)	37	42	41	41	41	50	42	49	51	54	51	40	54	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
50	亀田東小学校	使用電力量(kWh)	11,322	10,254	14,199	14,502	7,763	12,472	13,374	14,727	15,314	15,994	15,385	7,516	152,822	
		最大需要電力(kW)	74	63	74	68	70	84	83	92	94	100	84	41	100	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
51	亀田西小学校	使用電力量(kWh)	11,361	10,729	12,464	12,704	9,555	13,383	13,804	14,485	14,448	15,201	15,378	8,432	151,944	
		最大需要電力(kW)	64	63	67	71	73	88	89	77	82	82	81	50	89	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
52	東特別支援学校	使用電力量(kWh)	1,715	12,519	14,170	17,364	19,077	14,549	18,975	15,528	17,868	15,456	18,124	16,466	181,811	
		最大需要電力(kW)	61	78	79	97	102	101	-	-	80	83	86	88	102	
		力率(%)	100	100	100	99	98	99	99	100	100	100	100	100	—	
53	西特別支援学校	使用電力量(kWh)	10,240	9,263	10,305	11,702	8,051	11,929	11,697	12,099	12,532	13,750	12,934	10,282	134,784	
		最大需要電力(kW)	50	44	46	36	45	64	57	53	59	72	68	45	72	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	

※1: 上記表のうち次の学校は、平成31年4月1日に電力供給者が新電力から東北電力に切り替わったが、東北電力の検針日の都合により、平成31年4月分の電力使用量が1カ月分以下のものであったため、参考として令和2年4月分の実績を掲載します。

番号	施設名		令和2年 4月
40	桜が丘小学校	使用電力量(kWh)	9,917
		最大需要電力(kW)	55
		力率(%)	100
52	東特別支援学校	使用電力量(kWh)	13,886
		最大需要電力(kW)	75
		力率(%)	100

【別紙2】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外53校) 使用電力量および最大需要電力の実績値(平成31年4月～令和2年3月)

番号	施設名	平成31年度実績	平成31年	令和元年	令和2年	令和2年	令和2年	合計 最大									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
43	鎧郷小学校	使用電力量(kWh)	5,189	4,458	7,635	8,352	3,784	5,381	5,536	6,080	6,690	6,512	6,690	5,548	71,855		
		最大需要電力(kW)	32	24	32	33	33	41	30	32	38	35	39	30	41		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
44	升潟小学校	使用電力量(kWh)	3,370	3,041	3,259	3,206	2,172	3,304	3,510	3,855	4,366	4,545	4,522	2,947	42,097		
		最大需要電力(kW)	25	18	20	18	17	22	28	27	44	26	24	18	44		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
45	中之口東小学校	使用電力量(kWh)	4,007	3,765	4,380	5,323	4,405	4,412	4,344	4,491	4,615	4,664	5,082	2,980	52,468		
		最大需要電力(kW)	21	18	21	25	24	27	25	24	24	25	24	19	27		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
46	中之口西小学校	使用電力量(kWh)	5,342	5,013	7,845	9,463	5,813	5,983	5,872	6,335	6,180	5,980	6,389	4,491	74,706		
		最大需要電力(kW)	33	32	43	46	37	42	35	37	43	39	37	29	46		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
47	越前小学校	使用電力量(kWh)	5,226	5,394	7,678	9,331	5,173	5,932	5,768	5,885	5,961	6,361	6,363	4,870	73,942		
		最大需要電力(kW)	28	23	31	46	33	40	23	32	33	41	34	37	46		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
48	松野尾小学校	使用電力量(kWh)	4,249	4,167	6,606	9,401	4,418	4,488	4,528	4,461	4,537	4,596	4,525	3,455	59,431		
		最大需要電力(kW)	25	21	25	35	37	27	23	21	31	23	25	24	37		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
49	巻南小学校	使用電力量(kWh)	10,095	9,986	13,388	13,534	7,624	10,232	10,807	11,274	11,433	11,972	12,148	7,793	130,286		
		最大需要電力(kW)	50	46	54	52	48	56	51	58	61	59	54	41	61		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
50	漆山小学校	使用電力量(kWh)	6,004	5,346	8,573	10,154	5,420	6,474	5,966	6,302	6,237	6,838	6,767	5,587	79,668		
		最大需要電力(kW)	33	25	35	43	29	47	37	34	33	34	33	23	47		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
51	巻北小学校	使用電力量(kWh)	9,228	8,923	9,078	10,162	7,693	11,206	9,711	11,348	14,356	15,105	16,602	6,362	129,774		
		最大需要電力(kW)	52	50	44	50	72	94	57	108	134	148	174	65	174		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
52	万代高等学校	使用電力量(kWh)	21,745	19,973	21,023	31,119	26,176	27,092	23,906	24,817	26,678	26,352	21,766	14,957	285,604		
		最大需要電力(kW)	111	92	97	165	167	158	127	140	151	136	124	76	167		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
53	明鏡高等学校	使用電力量(kWh)	19,226	19,112	20,065	21,260	15,388	19,480	20,811	20,912	23,037	23,933	20,584	13,052	236,860		
		最大需要電力(kW)	92	114	100	100	93	106	132	120	109	108	118	53	132		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		
54	高志中等教育学校	使用電力量(kWh)	21,893	20,391	20,362	24,200	20,751	20,558	23,613	24,644	24,222	27,244	23,882	13,835	265,595		
		最大需要電力(kW)	105	100	94	101	101	94	111	113	121	132	114	61	132		
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—		

※ No.39新通つばさ小学校は新設校のため、令和2年2月以前の実績がありません。

※ 上記表のうち次の学校は、平成31年4月1日に電力供給者が新電力から東北電力に切り替わったが、東北電力の検針日の都合により、平成31年4月分の電力使用量が1カ月分以下のものであったため、参考として令和2年4月分の実績を掲載します。

番号	施設名	令和2年 4月	
18	大通小学校	使用電力量(kWh)	7,977
		最大需要電力(kW)	54
		力率(%)	100

【別紙2】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外54校) 使用電力量および最大需要電力の実績値(平成31年4月～令和2年3月)

番号	施設名	平成31年度実績	平成31年	令和元年	令和2年	令和2年	令和2年	合計 最大								
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
49	小新中学校	使用電力量(kWh)	10,632	10,111	11,011	13,918	8,314	10,259	10,753	11,544	11,512	11,866	11,780	5,968	127,668	
		最大需要電力(kW)	49	41	47	50	44	46	43	55	56	74	59	33	74	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
50	黒崎中学校	使用電力量(kWh)	10,849	10,572	12,145	15,001	9,873	11,874	11,399	12,878	13,500	14,669	13,506	6,248	142,514	
		最大需要電力(kW)	52	52	56	70	92	117	52	63	68	94	65	33	117	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
51	岩室中学校	使用電力量(kWh)	6,816	6,109	5,963	7,083	5,419	6,183	7,032	6,906	7,725	7,133	7,338	2,972	76,679	
		最大需要電力(kW)	50	42	38	45	49	54	63	61	45	41	42	26	63	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
52	西川中学校	使用電力量(kWh)	13,974	13,193	14,753	24,237	12,479	13,490	14,602	15,646	16,213	16,156	15,827	8,317	178,887	
		最大需要電力(kW)	59	62	62	87	65	63	65	71	80	72	72	51	87	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
53	中之口中学校	使用電力量(kWh)	7,151	6,153	7,031	7,615	6,627	7,415	8,449	9,249	9,738	9,622	9,383	5,004	93,437	
		最大需要電力(kW)	35	28	36	31	32	31	32	39	43	39	38	27	43	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
54	巻東中学校	使用電力量(kWh)	12,385	11,968	12,957	11,805	9,843	10,878	12,310	13,678	15,299	16,809	15,101	6,923	149,956	
		最大需要電力(kW)	59	61	63	55	59	63	58	67	11	75	66	30	75	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	
55	巻西中学校	使用電力量(kWh)	13,910	12,758	12,949	14,236	12,748	11,419	13,243	14,069	16,438	16,231	15,173	6,957	160,131	
		最大需要電力(kW)	55	54	61	60	56	54	53	62	47	62	62	38	62	
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	

※ 上記表のうち次の学校は、平成31年4月1日に電力供給者が新電力から東北電力に切り替わったが、東北電力の検針日の都合により、平成31年4月分の電力使用量が1カ月分以下のものであったため、参考として令和2年4月分の実績を掲載します。

番号	施設名		令和2年 4月
29	亀田中学校	使用電力量(kWh)	10,464
		最大需要電力(kW)	70
		力率(%)	100
42	月潟中学校	使用電力量(kWh)	5,327
		最大需要電力(kW)	31
		力率(%)	100

【別紙3】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外52校） 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和3年 4月	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月	令和3年 9月	令和3年 10月	令和3年 11月	令和3年 12月	令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月			
1	松浜小学校	126	14,400	11,700	18,600	23,000	15,100	24,000	13,500	17,300	18,500	22,500	21,800	11,100	211,500	62,100	149,400
2	南浜小学校	71	6,200	5,200	5,600	6,500	5,800	8,100	5,800	6,800	7,700	7,800	7,700	4,100	77,300	20,400	56,900
3	太夫浜小学校	112	6,300	6,500	9,500	10,600	8,600	11,300	7,300	7,800	7,200	7,700	7,500	5,000	95,300	30,500	64,800
4	濁川小学校	62	8,100	7,600	8,400	9,300	6,100	9,000	8,300	9,100	10,700	11,600	11,000	6,900	106,100	24,400	81,700
5	葛塚小学校	219	11,700	12,000	15,200	18,100	16,600	22,600	13,800	14,500	14,400	15,000	14,700	8,500	177,100	57,300	119,800
6	葛塚東小学校	105	13,200	12,800	13,900	15,500	12,700	16,200	14,500	15,600	15,400	16,700	16,300	11,600	174,400	44,400	130,000
7	木崎小学校	135	8,600	8,700	13,100	12,000	6,900	14,200	10,600	11,200	9,900	10,900	11,000	5,300	122,400	33,100	89,300
8	早通南小学校	217	15,800	15,200	17,900	20,800	18,700	26,900	16,500	18,300	18,600	19,900	19,900	11,900	220,400	66,400	154,000
9	岡方第一小学校	84	5,900	6,400	6,400	8,500	7,700	9,800	7,300	7,200	7,000	7,000	7,600	4,900	85,700	26,000	59,700
10	岡方第二小学校	70	4,900	4,800	6,400	7,200	6,600	8,500	5,800	5,700	5,900	6,400	6,100	4,400	72,700	22,300	50,400
11	豊栄南小学校	72	4,500	4,100	4,100	5,200	5,300	6,500	4,900	5,100	5,000	5,200	5,200	3,600	58,700	17,000	41,700
12	山の下小学校	47	6,300	5,800	5,800	7,200	7,200	7,900	6,800	7,500	7,900	7,700	7,800	4,600	82,500	22,300	60,200
13	大形小学校	118	12,700	12,800	15,400	17,100	9,500	16,500	14,700	16,200	15,500	15,700	16,100	7,900	170,100	43,100	127,000
14	中野山小学校	64	7,900	7,800	8,900	10,300	7,300	10,800	9,200	9,900	10,700	10,600	11,200	6,800	111,400	28,400	83,000
15	木戸小学校	76	11,700	11,600	12,200	15,100	9,900	14,700	13,900	14,600	14,500	15,800	15,100	8,200	157,300	39,700	117,600
16	東山の下小学校	132	17,300	17,800	20,600	23,700	14,000	24,000	18,600	20,800	20,100	20,200	20,400	9,800	227,300	61,700	165,600
17	桃山小学校	178	11,000	11,300	14,100	17,700	12,000	19,800	12,900	13,200	12,800	12,900	14,200	7,200	159,100	49,500	109,600
18	下山小学校	116	13,300	12,300	15,800	17,500	8,500	17,800	15,800	17,000	16,600	18,200	18,300	7,900	179,000	43,800	135,200
19	牡丹山小学校	75	10,700	11,000	12,400	14,100	9,500	13,100	11,800	12,300	14,300	11,800	15,800	13,600	150,400	36,700	113,700
20	東中野山小学校	190	13,100	12,900	16,400	19,600	11,800	24,100	13,500	15,300	14,900	16,700	17,000	8,900	184,200	55,500	128,700
21	竹尾小学校	59	8,000	7,700	8,900	10,400	7,500	10,600	9,100	9,500	9,300	9,700	9,900	5,900	106,500	28,500	78,000
22	南中野山小学校	71	12,900	11,600	11,300	13,400	9,800	13,400	13,100	13,800	12,400	13,600	13,800	8,000	147,100	36,600	110,500
23	江南小学校	54	8,300	7,900	8,900	10,800	4,800	8,700	8,700	8,900	11,400	9,000	11,700	9,500	108,600	24,300	84,300
24	浜浦小学校	135	8,400	8,500	9,700	12,200	10,500	16,100	10,100	11,300	10,700	11,100	11,200	4,900	124,700	38,800	85,900
25	関屋小学校	64	7,100	6,200	6,800	8,500	7,800	9,500	7,200	8,300	9,200	9,600	9,800	6,100	96,100	25,800	70,300
26	鏡淵小学校	66	7,700	7,600	9,000	12,700	10,500	12,400	8,200	9,000	8,500	10,300	10,800	6,000	112,700	35,600	77,100
27	白山小学校	105	7,000	6,400	7,100	8,500	8,300	11,300	7,800	8,200	8,000	8,500	7,800	5,000	93,900	28,100	65,800
28	新潟小学校	118	16,800	13,400	14,500	16,100	10,300	16,100	14,500	18,500	18,200	20,500	21,500	14,200	194,600	42,500	152,100
29	日和山小学校	125	10,800	10,500	11,400	13,900	13,600	16,800	11,300	11,900	12,000	13,600	13,500	8,800	148,100	44,300	103,800
30	万代長嶺小学校	173	14,800	14,000	17,100	20,500	20,000	24,300	16,600	18,000	18,100	18,400	17,800	11,200	210,800	64,800	146,000

【別紙3】 ①新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外52校） 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)												合計	夏季	その他季
			令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月			
31	沼垂小学校	127	11,400	11,300	15,600	17,900	12,000	18,100	14,200	14,700	14,600	15,400	14,700	6,900	166,800	48,000	118,800
32	山潟小学校	144	9,200	8,900	10,900	13,500	10,000	17,000	10,100	10,700	9,800	11,100	11,300	6,300	128,800	40,500	88,300
33	上所小学校	104	13,900	13,100	15,000	16,900	12,100	16,500	15,500	16,900	16,800	17,400	17,400	9,600	181,100	45,500	135,600
34	鳥屋野小学校	134	13,300	13,400	17,900	18,600	13,000	20,400	16,800	17,800	17,900	18,100	18,300	8,300	193,800	52,000	141,800
35	笹口小学校	128	11,600	11,700	13,500	16,200	14,200	18,800	13,000	14,100	13,900	14,900	14,200	7,400	163,500	49,200	114,300
36	女池小学校	182	12,100	12,800	20,000	22,300	13,500	24,200	15,000	16,800	18,300	20,700	21,300	11,000	208,000	60,000	148,000
37	有明台小学校	106	7,500	7,200	9,100	10,900	9,200	13,500	9,300	9,100	8,700	9,300	9,700	5,000	108,500	33,600	74,900
38	南万代小学校	91	13,200	12,400	13,000	15,400	12,800	14,600	13,500	14,700	15,500	16,400	16,400	11,100	169,000	42,800	126,200
39	上山小学校	188	13,100	12,700	15,400	18,300	17,200	23,300	15,300	16,300	15,400	15,200	15,500	8,900	186,600	58,800	127,800
40	桜が丘小学校	120	9,900	9,700	12,900	13,900	10,500	17,600	10,600	10,700	12,600	10,200	13,800	10,400	142,800	42,000	100,800
41	紫竹山小学校	154	9,300	9,000	12,100	15,600	15,700	20,400	11,400	11,600	11,300	11,600	11,700	6,000	145,700	51,700	94,000
42	丸山小学校	100	7,200	7,200	7,600	9,500	8,900	11,800	8,100	8,700	8,300	9,400	9,700	5,300	101,700	30,200	71,500
43	大淵小学校	77	8,000	8,200	9,800	11,300	10,300	12,700	9,700	9,700	9,800	10,500	10,300	6,300	116,600	34,300	82,300
44	曾野木小学校	108	6,300	5,800	8,600	10,700	9,500	13,400	5,900	7,300	8,900	7,500	10,400	7,100	101,400	33,600	67,800
45	両川小学校	67	6,900	6,600	8,300	9,500	8,100	9,700	7,600	7,900	8,200	8,700	8,800	6,000	96,300	27,300	69,000
46	東曾野木小学校	82	9,100	8,700	9,600	11,100	10,500	13,000	10,300	10,200	11,500	11,200	12,000	6,900	124,100	34,600	89,500
47	横越小学校	97	14,700	10,900	15,600	17,600	10,800	16,100	12,200	13,600	18,800	15,700	19,100	13,300	178,400	44,500	133,900
48	亀田小学校	125	7,400	7,300	10,100	13,600	10,900	14,900	8,300	8,400	8,800	9,100	10,100	6,400	115,300	39,400	75,900
49	早通小学校	60	6,800	6,700	6,500	8,900	6,000	9,100	7,400	8,100	8,100	8,500	8,500	5,100	89,700	24,000	65,700
50	亀田東小学校	100	11,300	10,200	12,100	16,100	10,000	15,500	13,300	14,700	15,300	15,900	15,300	7,500	157,200	41,600	115,600
51	亀田西小学校	216	11,300	10,700	17,800	21,600	17,900	24,400	13,800	14,400	14,400	15,200	15,300	8,400	185,200	63,900	121,300
52	東特別支援学校	111	13,800	12,500	14,600	14,800	10,900	15,500	18,900	15,500	17,800	15,400	18,100	16,400	184,200	41,200	143,000
53	西特別支援学校	117	10,200	9,200	12,700	14,100	10,500	16,000	11,600	12,000	12,500	13,700	12,900	10,200	145,600	40,600	105,000
合計		5,977	542,900	518,300	634,100	744,300	567,400	821,500	603,900	646,700	662,600	685,700	707,300	421,600	7,556,300	2,133,200	5,423,100

※4月分・5月分については、令和2年度は休校の影響を受けたため、令和元年度データが基になっている。ただしNo.40桜が丘小学校、No.52東特別支援学校は新電力から東北電力に切り替わったため、検針日の都合により4月分は令和2年度の数値を使用している。

【別紙3】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外53校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月			
1	新津第一小学校	144	9,400	8,100	9,700	12,800	13,500	16,600	10,100	11,000	11,200	12,300	12,700	7,300	134,700	42,900	91,800
2	新津第二小学校	58	6,500	5,600	7,500	8,800	5,700	8,800	8,100	8,600	8,400	9,100	9,300	4,400	90,800	23,300	67,500
3	新津第三小学校	75	11,300	11,200	12,100	12,800	7,800	12,600	12,100	12,600	12,200	13,300	13,300	8,300	139,600	33,200	106,400
4	荻川小学校	70	7,800	6,800	9,100	12,100	6,800	11,500	10,200	11,500	11,200	11,900	11,800	4,700	115,400	30,400	85,000
5	小合東小学校	36	4,000	3,400	3,700	5,000	3,800	4,500	4,500	4,600	5,000	5,300	5,100	3,200	52,100	13,300	38,800
6	金津小学校	49	4,800	4,300	6,600	7,600	5,300	7,000	5,800	6,700	7,000	7,000	7,200	4,100	73,400	19,900	53,500
7	阿賀小学校	164	11,400	11,500	14,300	16,100	14,800	18,700	13,400	13,700	13,000	13,900	13,600	7,600	162,000	49,600	112,400
8	新関小学校	37	5,600	4,600	4,700	5,600	4,700	5,700	5,600	5,900	6,700	6,800	6,500	4,500	66,900	16,000	50,900
9	小須戸小学校	115	6,100	5,600	8,700	10,400	9,800	13,400	6,400	6,700	6,400	7,500	8,500	4,800	94,300	33,600	60,700
10	矢代田小学校	38	4,800	4,500	4,700	5,500	4,200	5,700	5,200	5,900	5,900	6,200	6,300	3,500	62,400	15,400	47,000
11	新飯田小学校	55	3,700	3,400	4,200	5,000	4,700	5,700	4,100	4,300	4,100	4,600	4,700	3,200	51,700	15,400	36,300
12	茨曾根小学校	62	3,500	3,400	8,000	8,700	7,300	9,700	6,400	4,300	3,800	4,200	4,000	2,800	66,100	25,700	40,400
13	庄瀬小学校	86	8,400	6,300	6,900	8,200	5,700	10,000	7,600	8,400	9,000	9,700	10,400	6,200	96,800	23,900	72,900
14	小林小学校	73	5,500	5,100	5,000	6,000	6,800	7,900	5,700	6,100	6,500	6,400	6,300	5,100	72,400	20,700	51,700
15	臼井小学校	88	7,600	6,900	8,300	9,200	9,300	11,900	7,900	7,800	8,300	8,500	8,500	6,600	100,800	30,400	70,400
16	大鷲小学校	150	7,900	6,400	7,900	9,700	10,600	13,900	6,500	7,900	9,000	11,300	11,200	6,500	108,800	34,200	74,600
17	根岸小学校	69	6,800	4,900	6,200	7,900	6,900	8,900	6,800	7,600	7,600	7,700	7,700	4,100	83,100	23,700	59,400
18	大通小学校	67	7,900	8,100	8,100	9,600	7,800	10,100	8,700	8,900	11,100	10,500	12,800	9,900	113,500	27,500	86,000
19	味方小学校	63	8,500	7,700	9,900	10,200	6,700	10,800	8,400	8,100	10,000	8,000	10,800	8,400	107,500	27,700	79,800
20	月潟小学校	133	13,000	13,200	15,700	17,000	10,500	17,700	14,300	13,700	13,400	14,700	14,000	7,000	164,200	45,200	119,000
21	小針小学校	87	11,100	10,000	12,200	14,800	9,300	14,500	13,600	14,500	14,200	15,400	15,300	9,300	154,200	38,600	115,600
22	新通小学校	126	15,300	15,400	12,700	15,300	9,700	14,700	16,800	18,500	19,300	20,000	20,000	11,100	188,800	39,700	149,100
23	内野小学校	132	18,400	17,800	18,700	22,400	20,700	25,600	17,900	20,700	24,500	20,900	29,000	21,200	257,800	68,700	189,100
24	木山小学校	57	5,200	4,800	5,100	7,100	4,600	6,700	5,400	5,700	5,700	6,100	6,100	3,200	65,700	18,400	47,300
25	赤塚小学校	82	5,700	5,500	7,400	11,800	10,700	13,200	6,300	6,600	6,400	7,200	7,300	3,800	91,900	35,700	56,200
26	小瀬小学校	58	4,100	3,800	3,800	4,400	3,900	5,400	4,000	4,400	4,500	4,500	4,900	2,700	50,400	13,700	36,700
27	笠木小学校	50	4,200	4,000	4,200	4,900	4,100	5,900	4,000	4,300	4,200	4,600	4,600	3,000	52,000	14,900	37,100
28	青山小学校	66	8,300	8,800	9,300	10,800	7,500	10,700	9,600	10,500	10,200	11,200	11,100	6,000	114,000	29,000	85,000
29	真砂小学校	94	11,600	11,100	12,900	17,800	14,200	17,600	16,400	13,400	13,600	14,800	14,700	8,300	166,400	49,600	116,800
30	五十嵐小学校	102	12,800	12,600	14,300	16,700	10,600	16,600	14,800	15,700	15,700	16,900	16,600	9,700	173,000	43,900	129,100
31	坂井輪小学校	94	11,700	10,500	13,000	14,700	6,400	15,000	13,100	13,700	13,900	14,900	15,100	8,200	150,200	36,100	114,100

【別紙3】 ②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外53校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月			
32	坂井東小学校	83	9,600	9,000	10,700	11,400	8,400	12,400	11,200	12,100	11,700	12,300	12,900	7,200	128,900	32,200	96,700
33	西内野小学校	92	11,900	11,800	14,100	15,900	10,200	15,400	13,400	14,400	14,800	16,000	15,900	9,000	162,800	41,500	121,300
34	東青山小学校	136	9,300	9,400	11,300	13,600	10,800	15,900	11,100	12,400	12,400	14,000	14,300	7,300	141,800	40,300	101,500
35	大野小学校	150	11,700	10,700	13,300	17,100	15,200	20,900	13,000	14,500	14,500	15,600	15,200	10,500	172,200	53,200	119,000
36	黒崎南小学校	80	7,200	6,600	10,100	14,100	13,100	12,900	7,900	9,400	9,700	10,400	10,100	7,400	118,900	40,100	78,800
37	山田小学校	120	8,600	8,000	10,800	13,700	10,700	14,800	9,500	10,600	9,900	11,800	11,900	5,100	125,400	39,200	86,200
38	立仏小学校	91	7,600	7,600	8,600	10,600	7,600	11,600	8,500	9,500	8,700	10,900	11,200	5,300	107,700	29,800	77,900
39	新通つばさ小学校	66	7,900	8,100	8,800	11,100	9,900	10,700	8,700	8,900	11,100	10,500	12,800	9,900	118,400	31,700	86,700
40	岩室小学校	67	6,000	5,800	6,000	7,300	8,300	9,000	6,600	6,500	6,900	7,200	7,100	5,100	81,800	24,600	57,200
41	和納小学校	115	7,200	5,800	7,000	9,100	10,100	11,900	7,100	8,300	8,800	9,100	9,100	7,300	100,800	31,100	69,700
42	曾根小学校	54	5,600	4,800	4,800	7,400	6,100	6,900	6,600	7,100	6,500	7,800	7,900	3,600	75,100	20,400	54,700
43	鎧郷小学校	65	5,100	4,400	6,600	8,600	7,600	9,800	5,500	6,000	6,600	6,500	6,600	5,500	78,800	26,000	52,800
44	升湯小学校	51	3,300	3,000	3,900	4,600	3,200	5,600	3,500	3,800	4,300	4,500	4,500	2,900	47,100	13,400	33,700
45	中之口東小学校	39	4,000	3,700	4,300	4,900	5,200	5,700	4,300	4,400	4,600	4,600	5,000	2,900	53,600	15,800	37,800
46	中之口西小学校	54	5,300	5,000	6,000	7,000	6,100	7,300	5,800	6,300	6,100	5,900	6,300	4,400	71,500	20,400	51,100
47	越前小学校	66	5,200	5,300	6,800	8,400	7,200	9,400	5,700	5,800	5,900	6,300	6,300	4,800	77,100	25,000	52,100
48	松野尾小学校	76	4,200	4,100	4,500	5,100	5,500	7,500	4,500	4,400	4,500	4,500	4,500	3,400	56,700	18,100	38,600
49	巻南小学校	110	10,000	9,900	11,400	14,800	11,700	16,200	10,800	11,200	11,400	11,900	12,100	7,700	139,100	42,700	96,400
50	漆山小学校	88	6,000	5,300	9,800	9,300	5,400	11,300	5,900	6,300	6,200	6,800	6,700	5,500	84,500	26,000	58,500
51	巻北小学校	174	9,200	8,900	11,100	14,100	14,300	18,800	9,700	11,300	14,300	15,100	16,600	6,300	149,700	47,200	102,500
52	万代高等学校	193	21,700	19,900	23,400	28,500	33,300	33,400	23,900	24,800	26,600	26,300	21,700	14,900	298,400	95,200	203,200
53	明鏡高等学校	157	19,200	19,100	21,100	22,800	21,300	24,400	20,800	20,900	23,000	23,900	20,500	13,000	250,000	68,500	181,500
54	高志中等教育学校	132	21,800	20,300	20,900	24,800	21,500	24,700	23,600	24,600	24,200	27,200	23,800	13,800	271,200	71,000	200,200
合計		4,839	460,500	431,800	510,200	613,100	507,100	673,500	507,300	535,800	554,700	584,500	592,400	361,500	6,332,400	1,793,700	4,538,700

※4月分・5月分については、令和2年度は休校の影響を受けたため、令和元年度データが基になっている。ただしNo.18大通小学校は新電力から東北電力に切り替わったため、検針日の都合により4月分は令和2年度の数値を使用している。
 ※No.39新通つばさ小学校は令和元年度の実績がないため、同規模のNo.18大通小学校の実績を使用している。

【別紙3】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外54校)

予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月			
1	松浜中学校	105	16,700	9,200	20,800	23,200	18,500	22,800	14,800	16,200	17,200	18,900	17,200	11,700	207,200	64,500	142,700
2	南浜中学校	53	5,200	5,100	5,100	6,100	6,100	7,100	5,700	6,000	6,200	6,600	6,300	3,600	69,100	19,300	49,800
3	濁川中学校	71	6,900	6,300	6,500	7,500	8,000	8,300	5,600	6,600	6,700	7,000	7,100	4,600	81,100	23,800	57,300
4	葛塚中学校	253	36,400	35,700	43,000	43,400	43,200	47,300	36,500	38,800	39,900	54,900	51,300	32,000	502,400	133,900	368,500
5	木崎中学校	100	9,700	9,400	10,300	12,300	9,800	12,900	10,800	10,500	10,000	11,400	11,000	6,500	124,600	35,000	89,600
6	岡方中学校	69	10,400	9,200	7,700	10,400	8,800	9,900	10,300	11,000	11,600	12,600	10,600	4,700	117,200	29,100	88,100
7	早通中学校	139	13,100	11,800	12,300	13,800	12,000	16,300	13,100	12,500	12,100	13,600	14,000	6,000	150,600	42,100	108,500
8	光晴中学校	163	13,400	13,300	13,400	17,900	17,400	19,200	14,800	16,900	15,900	16,800	16,400	7,400	182,800	54,500	128,300
9	東新潟中学校	161	12,500	11,700	14,400	17,000	19,700	18,700	12,900	12,900	14,600	16,200	14,700	6,400	171,700	55,400	116,300
10	山の下中学校	78	11,600	11,100	9,900	13,500	11,400	13,700	11,600	11,100	11,600	12,700	10,800	4,200	133,200	38,600	94,600
11	大形中学校	108	11,300	10,300	12,300	15,100	14,100	16,900	11,400	11,800	13,200	13,100	12,500	7,100	149,100	46,100	103,000
12	石山中学校	95	10,600	10,400	12,300	15,500	11,200	13,300	11,800	11,700	12,700	13,800	12,900	5,600	141,800	40,000	101,800
13	藤見中学校	115	16,600	14,700	13,500	19,400	16,900	18,100	17,100	17,900	20,300	20,000	18,500	8,600	201,600	54,400	147,200
14	木戸中学校	54	10,900	10,200	8,600	10,200	8,600	10,000	11,400	8,900	11,100	10,200	11,800	9,300	121,200	28,800	92,400
15	東石山中学校	72	17,400	15,300	13,800	16,400	14,600	14,900	15,800	15,500	19,300	16,300	19,300	15,800	194,400	45,900	148,500
16	下山中学校	56	10,000	9,500	9,100	11,600	8,300	10,600	10,200	10,400	10,400	11,200	10,900	5,800	118,000	30,500	87,500
17	関屋中学校	70	11,000	10,500	10,500	13,700	10,500	12,500	11,100	11,900	11,800	11,600	11,900	4,900	131,900	36,700	95,200
18	鳥屋野中学校	117	16,200	14,600	17,300	21,700	17,900	20,200	17,800	18,700	20,200	20,400	19,500	8,600	213,100	59,800	153,300
19	白新中学校	109	12,300	12,000	12,000	15,100	12,600	16,900	13,200	13,600	13,600	13,800	12,400	7,500	155,000	44,600	110,400
20	寄居中学校	71	10,600	9,800	10,700	12,500	10,400	12,100	9,900	10,700	11,700	12,000	11,000	6,700	128,100	35,000	93,100
21	新潟柳都中学校	69	12,400	10,400	10,800	12,900	9,900	12,300	15,000	11,200	14,200	14,900	13,300	5,400	142,700	35,100	107,600
22	宮浦中学校	81	12,900	14,700	12,700	16,100	12,600	15,400	15,900	14,100	15,800	15,500	15,100	7,000	167,800	44,100	123,700
23	上山中学校	98	12,100	12,200	14,300	17,200	14,100	16,500	12,000	14,300	15,000	15,900	14,600	6,900	165,100	47,800	117,300
24	山潟中学校	115	10,800	11,600	12,200	13,500	14,300	15,500	14,300	12,400	13,000	13,200	12,800	8,300	151,900	43,300	108,600
25	大江山中学校	86	7,400	6,200	8,400	9,600	10,400	10,400	7,800	8,900	8,700	8,800	8,400	4,000	99,000	30,400	68,600
26	曾野木中学校	86	7,800	7,900	8,600	10,100	9,000	10,800	8,000	8,400	9,000	8,800	8,600	4,400	101,400	29,900	71,500
27	両川中学校	54	5,000	4,400	5,100	6,500	6,100	7,000	5,200	6,100	5,900	6,000	5,600	3,400	66,300	19,600	46,700
28	横越中学校	82	13,600	12,300	13,300	15,300	12,000	15,000	13,600	13,400	13,700	14,100	13,300	7,100	156,700	42,300	114,400
29	亀田中学校	80	10,400	11,700	15,300	15,900	9,900	14,500	13,900	15,300	18,300	13,500	18,000	11,200	167,900	40,300	127,600
30	亀田西中学校	79	9,000	9,500	10,300	12,700	10,400	12,800	10,000	10,500	10,700	11,500	10,400	4,600	122,400	35,900	86,500
31	新津第一中学校	62	11,100	8,700	12,900	16,300	12,800	14,500	11,400	11,700	12,500	13,000	11,200	5,000	141,100	43,600	97,500

【別紙3】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外54校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号	施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
			※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
			令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月			
32	新津第二中学校	77	11,400	11,800	13,500	14,800	11,000	14,300	13,500	13,700	14,700	15,400	14,800	6,100	155,000	40,100	114,900
33	新津第五中学校	81	9,600	8,600	9,600	11,600	11,600	12,100	10,200	10,800	10,700	11,200	10,000	4,600	120,600	35,300	85,300
34	小合中学校	54	3,800	3,600	4,000	4,600	4,400	6,600	4,100	3,200	4,900	4,000	5,000	3,700	51,900	15,600	36,300
35	金津中学校	52	7,500	7,000	6,700	8,700	6,500	7,800	8,100	8,100	8,100	8,300	8,400	4,100	89,300	23,000	66,300
36	小須戸中学校	41	5,200	3,900	6,400	7,800	5,700	6,700	5,200	6,000	6,900	7,100	6,600	3,100	70,600	20,200	50,400
37	白南中学校	107	8,800	7,900	8,400	10,700	9,500	11,700	9,400	10,000	10,300	10,000	9,700	5,600	112,000	31,900	80,100
38	白根第一中学校	101	9,900	9,000	9,400	11,200	11,100	13,500	9,800	9,900	10,400	10,300	10,100	5,600	120,200	35,800	84,400
39	臼井中学校	46	4,400	4,100	6,300	7,100	6,200	7,300	4,800	5,100	5,700	6,100	5,600	3,800	66,500	20,600	45,900
40	白根北中学校	112	14,300	11,000	10,200	15,300	15,200	15,800	12,100	12,800	13,600	13,900	13,400	6,900	154,500	46,300	108,200
41	味方中学校	118	6,300	5,700	6,200	7,400	9,300	9,300	6,400	6,600	6,700	7,100	6,600	4,200	81,800	26,000	55,800
42	月潟中学校	43	5,300	5,500	6,200	7,000	6,300	7,200	6,100	5,800	6,200	5,300	6,600	5,600	73,100	20,500	52,600
43	坂井輪中学校	83	10,700	10,400	11,900	13,700	11,100	13,700	10,900	12,800	13,200	13,700	12,800	6,200	141,100	38,500	102,600
44	内野中学校	149	11,200	9,600	12,900	16,700	16,300	18,200	11,100	11,700	11,600	13,300	12,300	5,800	150,700	51,200	99,500
45	赤塚中学校	79	8,900	8,700	8,700	11,600	9,400	12,300	9,500	9,600	9,700	9,800	10,100	5,700	114,000	33,300	80,700
46	中野小屋中学校	35	4,200	3,900	3,900	5,200	4,900	5,200	4,400	4,400	4,600	4,900	4,500	2,700	52,800	15,300	37,500
47	小針中学校	119	14,600	15,000	14,200	18,200	15,300	18,700	16,200	17,400	16,800	17,800	16,800	8,000	189,000	52,200	136,800
48	五十嵐中学校	86	11,200	10,900	12,700	14,000	10,200	13,600	12,800	12,900	13,500	14,400	13,300	5,900	145,400	37,800	107,600
49	小新中学校	97	10,600	10,100	9,400	12,600	11,800	13,600	10,700	11,500	11,500	11,800	11,700	5,900	131,200	38,000	93,200
50	黒崎中学校	156	10,800	10,500	10,500	14,300	14,000	19,000	11,300	12,800	13,500	14,600	13,500	6,200	151,000	47,300	103,700
51	岩室中学校	63	6,800	6,100	5,400	7,300	7,600	7,800	7,000	6,900	7,700	7,100	7,300	2,900	79,900	22,700	57,200
52	西川中学校	84	13,900	13,100	11,700	15,900	12,800	15,900	14,600	15,600	16,200	16,100	15,800	8,300	169,900	44,600	125,300
53	中之口中学校	43	7,100	6,100	6,500	8,400	7,400	8,500	8,400	9,200	9,700	9,600	9,300	5,000	95,200	24,300	70,900
54	巻東中学校	81	12,300	11,900	10,500	15,800	13,800	15,400	12,300	13,600	15,200	16,800	15,100	6,900	159,600	45,000	114,600
55	巻西中学校	104	13,900	12,700	11,200	15,900	15,900	16,600	13,200	14,000	16,400	16,200	15,100	6,900	168,000	48,400	119,600
合計		4,962	598,000	556,800	603,800	738,200	648,800	757,200	625,000	644,300	684,700	713,100	685,800	364,000	7,619,700	2,144,200	5,475,500

※4月分・5月分については、令和2年度は休校の影響を受けたため、令和元年度データが基になっている。

ただしNo.29亀田中学校・No.42月潟中学校は新電力から東北電力に切り替わったため、検針日の都合により4月分は令和2年度の数値を使用している。

(参考)予定契約電力の算出

①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

最大需要電力		R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	最大値
1	松浜小学校	106	105	109	110	107	74	95	59	116	126	124	125	126
2	南浜小学校	31	39	38	40	39	29	37	30	44	53	65	71	71
3	太夫浜小学校	37	48	41	40	39	24	39	30	42	61	108	112	112
4	濁川小学校	48	55	62	60	60	43	51	35	51	58	59	62	62
5	葛塚小学校	96	90	93	90	91	50	81	73	139	153	202	219	219
6	葛塚東小学校	63	79	78	84	80	59	73	53	75	75	105	105	105
7	木崎小学校	65	68	69	68	72	37	66	49	106	135	113	122	135
8	早通南小学校	96	124	109	126	119	70	107	91	165	187	213	217	217
9	岡方第一小学校	36	36	35	39	41	26	35	26	48	54	84	84	84
10	岡方第二小学校	32	35	34	34	35	25	30	21	57	47	70	69	70
11	豊栄南小学校	28	24	25	24	24	20	23	20	28	31	61	72	72
12	山の下小学校	36	37	45	40	40	27	40	29	35	38	43	47	47
13	大形小学校	79	85	97	101	95	73	86	77	110	104	112	118	118
14	中野山小学校	51	55	59	59	60	41	54	38	52	60	56	64	64
15	木戸小学校	61	67	74	73	71	40	65	49	70	68	76	72	76
16	東山の下小学校	98	119	124	117	120	50	118	85	110	132	128	129	132
17	桃山小学校	79	84	80	77	81	47	89	57	139	129	172	178	178
18	下山小学校	101	92	105	116	102	59	92	70	92	102	102	106	116
19	牡丹山小学校	60	58	72	66	74	72	64	52	61	69	75	74	75
20	東中野山小学校	80	93	95	103	109	49	93	77	129	164	190	190	190
21	竹尾小学校	38	42	51	49	51	25	42	34	45	44	52	59	59
22	南中野山小学校	64	66	69	68	71	36	59	48	61	67	62	70	71
23	江南小学校	46	46	52	51	53	51	51	34	54	49	27	54	54
24	浜浦小学校	64	66	67	66	67	47	63	42	74	83	134	135	135
25	関屋小学校	40	48	54	53	60	36	53	31	37	47	56	64	64
26	鏡淵小学校	46	48	55	62	62	39	54	43	53	62	66	63	66
27	白山小学校	39	43	37	55	47	35	45	30	69	68	96	105	105
28	新潟小学校	83	118	85	88	92	75	78	61	76	82	97	95	118
29	日和山小学校	50	53	64	76	70	42	58	44	70	90	119	125	125
30	万代長嶺小学校	76	90	96	92	86	50	80	64	120	141	160	173	173
31	沼垂小学校	82	84	89	125	89	36	81	58	104	109	125	127	127
32	山潟小学校	45	63	49	65	54	34	46	38	84	104	144	137	144
33	上所小学校	89	96	96	98	94	48	86	62	96	95	89	104	104
34	鳥屋野小学校	103	106	113	124	117	66	117	94	113	108	118	134	134
35	笹口小学校	72	73	65	90	77	34	64	56	99	105	122	128	128

(参考)予定契約電力の算出

①新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜小学校 外52校)

最大需要電力		R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	最大値
36	女池小学校	91	101	133	139	150	91	125	115	153	157	171	182	182
37	有明台小学校	48	49	47	52	52	33	46	44	78	81	95	106	106
38	南万代小学校	70	81	82	91	89	52	75	68	68	82	83	77	91
39	上山小学校	83	87	91	92	98	43	71	69	116	122	182	188	188
40	桜が丘小学校	60	54	57	53	59	61	55	42	86	93	120	118	120
41	紫竹山小学校	71	63	69	65	64	36	55	45	129	133	151	154	154
42	丸山小学校	42	20	54	75	78	31	68	34	59	69	100	91	100
43	大淵小学校	44	50	50	55	53	33	44	30	62	64	74	77	77
44	曾野木小学校	28	33	56	61	84	62	45	43	89	79	108	106	108
45	両川小学校	43	45	45	46	47	38	41	27	44	51	58	67	67
46	東曾野木小学校	45	65	71	55	56	30	47	38	58	57	76	82	82
47	横越小学校	69	71	95	97	97	93	69	56	76	87	82	96	97
48	亀田小学校	35	36	39	42	42	29	40	29	90	95	119	125	125
49	早通小学校	42	49	51	54	51	40	40	28	50	51	60	57	60
50	亀田東小学校	83	92	94	100	84	41	79	68	71	90	91	91	100
51	亀田西小学校	89	77	82	82	81	50	75	57	211	204	207	216	216
52	東特別支援学校	111	83	80	83	86	88	75	62	95	85	74	99	111
53	西特別支援学校	57	53	59	72	68	45	48	43	69	82	63	117	117

(参考)予定契約電力の算出

②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外53校)

最大需要電力		R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	最大値
1	新津第一小学校	51	56	68	68	70	55	60	52	91	111	133	144	144
2	新津第二小学校	46	53	57	56	54	33	49	38	49	53	54	58	58
3	新津第三小学校	63	66	72	73	73	48	64	55	65	66	75	73	75
4	荻川小学校	61	68	67	70	68	29	58	49	60	66	63	61	70
5	小合東小学校	26	30	32	33	33	31	31	22	29	32	31	36	36
6	金津小学校	37	45	49	44	46	24	39	35	41	39	39	43	49
7	阿賀小学校	87	88	14	90	93	46	82	64	115	139	163	164	164
8	新関小学校	30	31	37	36	36	26	32	24	27	33	37	34	37
9	小須戸小学校	40	68	74	75	75	61	64	35	76	86	105	115	115
10	矢代田小学校	32	33	36	36	35	26	31	26	30	33	38	35	38
11	新飯田小学校	25	28	17	28	28	27	23	16	29	32	50	55	55
12	茨曾根小学校	29	23	24	28	24	24	22	17	37	47	49	62	62
13	庄瀬小学校	58	54	57	55	58	56	53	41	52	55	62	86	86
14	小林小学校	26	26	31	30	33	26	28	22	27	38	64	73	73
15	臼井小学校	53	41	43	43	55	50	47	32	59	54	73	88	88
16	大鷲小学校	40	60	67	71	76	62	60	55	62	77	150	147	150
17	根岸小学校	31	39	42	39	45	24	37	21	31	32	69	66	69
18	大通小学校	52	44	60	62	66	65	54	31	54	58	67	65	67
19	味方小学校	38	39	48	54	53	51	49	34	46	51	60	63	63
20	月潟小学校	107	119	48	113	122	44	107	91	111	125	133	129	133
21	小針小学校	77	79	83	85	87	66	74	62	68	74	84	83	87
22	新通小学校	116	126	122	119	122	77	90	62	76	86	80	89	126
23	内野小学校	79	86	115	114	116	127	98	112	93	106	103	132	132
24	木山小学校	33	36	32	38	36	26	34	28	31	45	53	57	57
25	赤塚小学校	37	40	13	45	40	23	32	28	66	69	82	82	82
26	小瀬小学校	26	27	29	29	32	18	23	23	31	36	58	57	58
27	笠木小学校	24	28	10	30	29	21	23	20	32	35	48	50	50
28	青山小学校	51	61	63	63	66	49	62	46	62	61	64	62	66
29	真砂小学校	69	76	76	79	85	48	68	56	72	81	94	89	94
30	五十嵐小学校	78	91	93	101	93	81	87	78	88	98	101	102	102
31	坂井輪小学校	80	83	90	93	94	53	85	68	83	85	44	90	94
32	坂井東小学校	63	69	73	70	76	56	60	49	71	72	80	83	83
33	西内野小学校	61	76	88	82	81	46	79	51	73	80	88	92	92
34	東青山小学校	63	72	72	82	81	40	64	64	68	118	134	136	136

(参考)予定契約電力の算出

②新潟市立学校で使用する電力の供給(新津第一小学校 外53校)

最大需要電力		R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	最大値
35	大野小学校	61	74	88	75	79	46	60	49	101	110	140	150	150
36	黒埼南小学校	44	51	54	54	57	41	49	45	61	62	78	80	80
37	山田小学校	54	52	60	62	58	40	56	42	102	106	109	120	120
38	立仏小学校	48	65	63	79	81	34	52	31	61	84	85	91	91
39	新通つばさ小学校 ※	52	44	60	62	66	65	44	55	48	51	56	63	66
40	岩室小学校	41	37	40	41	39	30	38	27	46	44	63	67	67
41	和納小学校	57	55	61	55	58	56	44	30	48	62	105	115	115
42	曾根小学校	42	45	43	47	47	38	48	20	44	51	54	48	54
43	鎧郷小学校	30	32	38	35	39	30	39	29	45	57	65	65	65
44	升潟小学校	28	27	44	26	24	18	22	15	28	29	46	51	51
45	中之口東小学校	25	24	24	25	24	19	23	17	27	32	33	39	39
46	中之口西小学校	35	37	43	39	37	29	35	29	42	51	49	54	54
47	越前小学校	23	32	33	41	34	37	40	22	33	42	57	66	66
48	松野尾小学校	23	21	31	23	25	24	24	19	33	37	73	76	76
49	巻南小学校	51	58	61	59	54	41	48	33	81	95	106	110	110
50	漆山小学校	37	34	33	34	33	23	28	23	72	77	68	88	88
51	巻北小学校	57	108	134	148	174	65	100	34	84	109	154	158	174
52	万代高等学校	127	140	151	136	124	76	92	60	146	139	176	193	193
53	明鏡高等学校	132	120	109	108	118	53	74	60	130	106	157	133	157
54	高志中等教育学校	111	113	121	132	114	61	83	70	98	107	104	115	132

※No.39新通つばさ小学校は令和元年度の実績がないため、同規模のNo.18大通小学校の実績を使用

(参考)予定契約電力の算出

③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外54校)

最大需要電力		R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	最大値
1	松浜中学校	90	77	80	82	80	60	72	36	91	93	103	105	105
2	南浜中学校	30	41	38	46	42	34	33	22	33	39	48	53	53
3	濁川中学校	25	37	44	34	32	31	30	24	48	51	71	71	71
4	葛塚中学校	126	147	160	225	251	215	242	121	242	239	248	253	253
5	木崎中学校	60	58	21	61	58	37	52	39	55	63	100	92	100
6	岡方中学校	54	62	65	69	61	45	60	38	50	57	65	65	69
7	早通中学校	74	74	67	78	77	41	79	58	89	88	139	128	139
8	光晴中学校	89	119	127	114	111	65	95	70	133	116	163	151	163
9	東新潟中学校	93	77	83	95	80	38	60	49	114	114	161	159	161
10	山の下中学校	57	61	63	62	64	36	61	50	61	65	78	72	78
11	大形中学校	58	71	18	59	56	32	56	42	68	75	105	108	108
12	石山中学校	59	71	75	80	80	39	61	55	79	91	95	91	95
13	藤見中学校	58	69	85	82	86	39	70	51	82	82	115	109	115
14	木戸中学校	46	39	46	47	50	50	46	36	43	46	53	54	54
15	東石山中学校	58	57	68	70	72	72	59	63	56	60	62	70	72
16	下山中学校	43	49	54	56	56	34	48	38	47	55	53	52	56
17	関屋中学校	53	56	69	62	61	34	62	50	58	66	68	70	70
18	鳥屋野中学校	83	99	103	103	103	66	92	72	96	107	117	114	117
19	白新中学校	67	66	79	71	70	44	58	51	66	75	105	109	109
20	寄居中学校	46	63	71	61	62	52	66	42	56	63	65	66	71
21	新潟柳都中学校	68	62	67	69	67	44	56	44	50	56	57	60	69
22	宮浦中学校	62	73	74	72	72	42	69	45	65	74	77	81	81
23	上山中学校	64	73	80	82	81	45	75	56	81	80	91	98	98
24	山潟中学校	56	48	51	64	55	35	47	48	70	69	115	115	115
25	大江山中学校	37	38	48	47	43	29	78	30	62	64	80	86	86
26	曾野木中学校	43	47	53	53	51	24	42	38	64	60	86	83	86
27	両川中学校	37	38	35	37	35	26	36	22	40	43	54	54	54
28	横越中学校	66	71	82	72	77	37	74	49	69	73	79	80	82
29	亀田中学校	62	68	79	77	80	72	70	52	76	71	71	75	80
30	亀田西中学校	46	54	54	59	59	27	47	39	54	67	76	79	79
31	新津第一中学校	55	59	61	61	57	34	54	42	56	60	62	60	62
32	新津第二中学校	58	68	76	76	77	42	58	47	59	65	67	70	77
33	新津第五中学校	50	52	62	53	51	47	48	42	52	58	81	68	81
34	小合中学校 ※	54	17	40	22	22	22	27	21	23	19	34	45	54
35	金津中学校	41	45	48	48	50	34	40	31	43	42	52	50	52
36	小須戸中学校	34	37	41	39	33	30	31	27	29	37	34	33	41

(参考)予定契約電力の算出

③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外54校)

最大需要電力		R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	最大値
37	白南中学校	56	66	58	59	50	51	58	32	52	68	97	107	107
38	白根第一中学校	42	51	52	47	51	33	39	33	61	68	101	101	101
39	臼井中学校	25	27	8	33	33	23	26	22	39	33	46	43	46
40	白根北中学校	45	51	59	78	56	45	56	41	73	80	104	112	112
41	味方中学校	32	30	38	40	34	25	24	21	64	63	118	110	118
42	月潟中学校	30	33	37	36	33	34	31	22	31	34	43	40	43
43	坂井輪中学校	57	69	71	70	70	35	63	54	65	70	82	83	83
44	内野中学校	55	57	59	83	61	84	108	48	92	108	141	149	149
45	赤塚中学校	39	43	46	45	50	36	43	36	46	56	76	79	79
46	中野小屋中学校	26	26	27	25	26	20	25	18	23	28	35	35	35
47	小針中学校	77	85	85	95	81	38	79	57	86	94	112	119	119
48	五十嵐中学校	63	77	80	80	84	40	60	57	66	68	86	83	86
49	小新中学校	43	55	56	74	59	33	45	37	48	69	92	97	97
50	黒崎中学校	52	63	68	94	65	33	49	75	97	110	156	149	156
51	岩室中学校	63	61	45	41	42	26	33	25	38	38	56	56	63
52	西川中学校	65	65	71	80	72	51	62	56	61	70	80	84	84
53	中之口中学校	32	39	43	39	38	27	30	22	35	41	33	36	43
54	巻東中学校	58	67	11	75	66	30	50	46	55	69	81	78	81
55	巻西中学校	53	62	47	62	62	38	53	46	52	79	104	102	104

※No.34小合中学校は令和元年10月以前の実績がないため、令和元年10月分は同規模のNo.6岡方中学校の実績を使用

(参考)R2現行供給者一覧

①新潟市立学校で使用する電力の供給
(松浜小学校 外52校)

番号	施設名	現行供給者
1	松浜小学校	株式会社F-Power
2	南浜小学校	株式会社F-Power
3	太夫浜小学校	株式会社F-Power
4	濁川小学校	株式会社F-Power
5	葛塚小学校	株式会社F-Power
6	葛塚東小学校	株式会社F-Power
7	木崎小学校	株式会社F-Power
8	早通南小学校	株式会社F-Power
9	岡方第一小学校	株式会社F-Power
10	岡方第二小学校	株式会社F-Power
11	豊栄南小学校	株式会社F-Power
12	山の下小学校	株式会社F-Power
13	大形小学校	株式会社F-Power
14	中野山小学校	株式会社F-Power
15	木戸小学校	株式会社F-Power
16	東山の下小学校	株式会社F-Power
17	桃山小学校	株式会社F-Power
18	下山小学校	株式会社F-Power
19	牡丹山小学校	株式会社F-Power
20	東中野山小学校	株式会社F-Power
21	竹尾小学校	株式会社F-Power
22	南中野山小学校	株式会社F-Power
23	江南小学校	株式会社F-Power
24	浜浦小学校	株式会社F-Power
25	関屋小学校	株式会社F-Power
26	鏡淵小学校	株式会社F-Power
27	白山小学校	株式会社F-Power
28	新潟小学校	株式会社F-Power
29	日和山小学校	株式会社F-Power
30	万代長嶺小学校	株式会社F-Power
31	沼垂小学校	株式会社F-Power
32	山潟小学校	株式会社F-Power
33	上所小学校	株式会社F-Power
34	鳥屋野小学校	株式会社F-Power
35	笹口小学校	株式会社F-Power
36	女池小学校	株式会社F-Power
37	有明台小学校	株式会社F-Power
38	南万代小学校	株式会社F-Power
39	上山小学校	株式会社F-Power
40	桜が丘小学校	株式会社F-Power
41	紫竹山小学校	株式会社F-Power
42	丸山小学校	株式会社F-Power
43	大淵小学校	株式会社F-Power
44	曾野木小学校	株式会社F-Power
45	両川小学校	株式会社F-Power
46	東曾野木小学校	株式会社F-Power
47	横越小学校	株式会社F-Power
48	亀田小学校	株式会社F-Power
49	早通小学校	株式会社F-Power
50	亀田東小学校	株式会社F-Power
51	亀田西小学校	株式会社F-Power
52	東特別支援学校	株式会社F-Power
53	西特別支援学校	株式会社F-Power

②新潟市立学校で使用する電力の供給
(新津第一小学校 外53校)

番号	施設名	現行供給者
1	新津第一小学校	株式会社F-Power
2	新津第二小学校	株式会社F-Power
3	新津第三小学校	株式会社F-Power
4	荻川小学校	株式会社F-Power
5	小合東小学校	株式会社F-Power
6	金津小学校	株式会社F-Power
7	阿賀小学校	株式会社F-Power
8	新関小学校	株式会社F-Power
9	小須戸小学校	株式会社F-Power
10	矢代田小学校	株式会社F-Power
11	新飯田小学校	株式会社F-Power
12	茨曾根小学校	株式会社F-Power
13	庄瀬小学校	株式会社F-Power
14	小林小学校	株式会社F-Power
15	臼井小学校	株式会社F-Power
16	大鷲小学校	株式会社F-Power
17	根岸小学校	株式会社F-Power
18	大通小学校	株式会社F-Power
19	味方小学校	株式会社F-Power
20	月潟小学校	株式会社F-Power
21	小針小学校	株式会社F-Power
22	新通小学校	株式会社F-Power
23	内野小学校	東北電力株式会社
24	木山小学校	株式会社F-Power
25	赤塚小学校	株式会社F-Power
26	小瀬小学校	株式会社F-Power
27	笠木小学校	株式会社F-Power
28	青山小学校	株式会社F-Power
29	真砂小学校	株式会社F-Power
30	五十嵐小学校	株式会社F-Power
31	坂井輪小学校	株式会社F-Power
32	坂井東小学校	株式会社F-Power
33	西内野小学校	株式会社F-Power
34	東青山小学校	株式会社F-Power
35	大野小学校	株式会社F-Power
36	黒崎南小学校	株式会社F-Power
37	山田小学校	株式会社F-Power
38	立仏小学校	株式会社F-Power
39	新通つばさ小学校	東北電力株式会社
40	岩室小学校	株式会社F-Power
41	和納小学校	株式会社F-Power
42	曾根小学校	株式会社F-Power
43	鐘郷小学校	株式会社F-Power
44	升潟小学校	株式会社F-Power
45	中之口東小学校	株式会社F-Power
46	中之口西小学校	株式会社F-Power
47	越前小学校	株式会社F-Power
48	松野尾小学校	株式会社F-Power
49	巻南小学校	株式会社F-Power
50	漆山小学校	株式会社F-Power
51	巻北小学校	株式会社F-Power
52	万代高等学校	株式会社F-Power
53	明鏡高等学校	株式会社F-Power
54	高志中等教育学校	株式会社F-Power

③新潟市立学校で使用する電力の供給
(松浜中学校 外54校)

番号	施設名	現行供給者
1	松浜中学校	株式会社F-Power
2	南浜中学校	株式会社F-Power
3	濁川中学校	株式会社F-Power
4	葛塚中学校	株式会社F-Power
5	木崎中学校	株式会社F-Power
6	岡方中学校	株式会社F-Power
7	早通中学校	株式会社F-Power
8	光晴中学校	株式会社F-Power
9	東新潟中学校	株式会社F-Power
10	山の下中学校	株式会社F-Power
11	大形中学校	株式会社F-Power
12	石山中学校	株式会社F-Power
13	藤見中学校	株式会社F-Power
14	木戸中学校	株式会社F-Power
15	東石山中学校	東北電力株式会社
16	下山中学校	株式会社F-Power
17	関屋中学校	株式会社F-Power
18	鳥屋野中学校	株式会社F-Power
19	白新中学校	株式会社F-Power
20	寄居中学校	株式会社F-Power
21	新潟柳都中学校	株式会社F-Power
22	宮浦中学校	株式会社F-Power
23	上山中学校	株式会社F-Power
24	山潟中学校	株式会社F-Power
25	大江山中学校	株式会社F-Power
26	曾野木中学校	株式会社F-Power
27	両川中学校	株式会社F-Power
28	横越中学校	株式会社F-Power
29	亀田中学校	株式会社F-Power
30	亀田西中学校	株式会社F-Power
31	新津第一中学校	株式会社F-Power
32	新津第二中学校	株式会社F-Power
33	新津第五中学校	株式会社F-Power
34	小合中学校	東北電力株式会社
35	金津中学校	株式会社F-Power
36	小須戸中学校	株式会社F-Power
37	白南中学校	株式会社F-Power
38	白根第一中学校	株式会社F-Power
39	臼井中学校	株式会社F-Power
40	白根北中学校	株式会社F-Power
41	味方中学校	株式会社F-Power
42	月潟中学校	株式会社F-Power
43	坂井輪中学校	株式会社F-Power
44	内野中学校	株式会社F-Power
45	赤塚中学校	株式会社F-Power
46	中野小屋中学校	株式会社F-Power
47	小針中学校	株式会社F-Power
48	五十嵐中学校	株式会社F-Power
49	小新中学校	株式会社F-Power
50	黒崎中学校	株式会社F-Power
51	岩室中学校	株式会社F-Power
52	西川中学校	株式会社F-Power
53	中之口中学校	株式会社F-Power
54	巻東中学校	株式会社F-Power
55	巻西中学校	株式会社F-Power

合計

株式会社F-Power	158校
東北電力株式会社	4校
合計	162校

電力供給契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「(番号)新潟市立学校で使用する電力の供給（〇〇学校外〇〇校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 (番号)新潟市立学校で使用する電力の供給（〇〇学校 外〇〇校）
- 2 契約期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年 4月 1日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所
氏名 印

電力供給契約条項

(目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。)と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。)に割引を合算した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

(契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

(燃料費調整額等)

第10条 燃料費調整額は、当該区域の一般電気事業者が一般需要家に適用する燃料費調整単価(消費税および地方消費税を含むものとする。)に、当該月における使用電力量を乗じて算出を行うものとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金についても、当該区域の一般電気事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

(損害賠償の負担)

- 第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令又は独占禁止法第66条第4項の審決をした場合(独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起された場合を除く。)
- (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第8条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額(入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額)の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。